

令和 5 年度 未治療者に対する受診勧奨業務委託 実施方法調査書

全国健康保険協会埼玉支部が実施する未治療者に対する受診勧奨業務委託について下記のとおり実施したいので、報告いたします。

記

1. 実施する受診勧奨方法に○をつけてください

①健診当日 (面談)	②健診後日 (電話)	③健診後日 (文書)

2. 実施する職種全てに○をつけてください。

	医師	保健師	看護師
①健診当日 (面談)			
②健診後日 (電話)			

3. 面談を実施する場合、誰がどのタイミングで実施するかを記載してください。

※面談を実施しない場合は記載不要

例 1) 問診の際に医師が受診勧奨を実施する

例 2) 血圧測定時に保健師・看護師が受診勧奨を実施する

例 3) 医師の問診とは別に保健師・看護師が実施する問診で受診勧奨を実施する

以上